合併に伴うQ&A

お客さまから寄せられる
合併に伴うご質問にお答えしております

あなたの夢に、追い風を。
浜松いわた信用金庫

磐田信用金庫は、関係当局の認可を前提に、平成31年1月21日（月）に浜松信用金庫と合併し、「浜松いわた信用金庫」として新たにスタートいたします。
こちらのページでは、今回の合併に関する、お客さまの疑問へのご回答や、合併に際して必要となりますお手続きについて、ご案内いたします。

- 合併全般（金庫名・店舗名・店番など）について
- 口座番号・通帳・証書・カードについて
- 手形・小切手について
- ATM・両替機について
- お振込・口座振替について
- インターネットバンキングなどのオンラインサービスについて
- その他の各種業務について
- その他のお知らせ

合併全般（金庫名・店舗名・店番など）について

Q 合併時期はいつですか？

A 平成31年1月21日（月）（以下、「合併日」と表示いたします。）を予定しております。
※合併は関係当局の認可を前提としております。

Q 金庫名・金融機関コードはどうなりますか？

A 新しい金庫名は、正式名称を『浜松磐田信用金庫』といたします。また、通称名を『浜松いわた信用金庫』といたします。
金融機関コードは「1511」から『1503』（現浜松信用金庫の金融機関コード）へ変更となります。

Q 店舗名、店番はどうなりますか？

A 合併日から、磐田信用金庫のすべての店舗の店番が変更となります。また、合併による店舗名の重複により、「本店営業部」が「磐田本店営業部」に、「豊田支店」が「香りのまち支店」に、「浜北支店」が「美薗支店」にそれぞれ変更となります。磐田信用金庫の他の店舗については店舗名称の変更はございません。
浜松信用金庫におきましても、店舗名の重複により一部の店舗名が変更となります。
詳しくは、『浜松いわた信用金庫店舗一覧』をご確認下さい。なお、店舗の住所、電話番号の変更はございません。

Q 合併新金庫の本店はどこですか？

A 合併新金庫の本店は、浜松信用金庫の本店（浜松市中区元城町）とし、現在の磐田信用金庫の本店は、磐田本店営業部に名称が変わります。
なお、本部機能については、当面、浜松と磐田の両方に置くこととします。

Q 店舗の統廃合はありますか？

A 合併当初は店舗の統廃合はいたしません。しかし、今後お客様の利便性や経営の効率性向上などを考慮しつつ、質の高いサービスの提供に向けた統廃合や店舗体制の見直しを検討することとしております。

Q 浜松信用金庫にも預金口座がありますが、合併により預金保険制度（ペイオフ）上の取扱いはどうなりますか？

A 預金保険対象預金については、合併前に両金庫別々にお預け入れいただいた預金等であっても、預金保険制度上、すべて合算された扱いとなります。合併後1年間に限り、保護される金額は元本2千万円とその利息等となり、合併1年経過後からは元本1千万円とその利息等となります。なお、外貨預金は預金保険による保護の対象外です。また、決済性預金（決済用普通預金、当座預金）は、これまで通り全額保護されます。

Q 取引店の変更はできますか？
（現在利用している店舗より近くに浜松信用金庫の店舗があるのですが？）

A 合併に伴う店舗網の充実により、これまでお取引いただいていた店舗より、他の店舗がお近くとなる場合がございます。お取引店の変更をご希望のお客様は、合併日以降、現在お取引いただいております店舗または変更をご希望される店舗へお申し出下さい。

Q 営業地区はどうなりますか？

A 合併後の定款に定める営業地区については、両金庫の現状の営業地区を踏まえて、以下の通りといたします。
浜松市、磐田市、袋井市、湖西市、掛川市、御前崎市、菊川市、牧之原市、島田市（旧川根町を除く）、愛知県豊橋市、周智郡、榛原郡吉田町、愛知県北設楽郡（旧設楽町を除く）
これまでの磐田信用金庫の営業地区に、「湖西市」、「島田市（旧川根町を除く）」、「榛原郡吉田町」、「愛知県豊橋市」が追加されます。

口座番号・通帳・証書・カードについて

Q 口座番号は変わりますか？

A 口座番号の変更はございませんので、これまで通りご利用いただけます。

Q 通帳はどうなりますか？

A 現在お使いいただいている通帳は、下記の通帳を除き、合併後も引続きお使いいただくことができます。新通帳へお切替いただく必要はございません。
［切替が必要となる通帳］
定期預金通帳
なお、合併に伴い通帳デザインは一新いたします。
お切替をご希望のお客様は、合併日以降、新金庫の本支店窓口までお申し付け下さい。

Q 定期預金証書・定期積金証書はどうなりますか？

A お持ちの証書は合併後も引続きお使いいただくことができます。新証書へお切替いただく必要はございません。
なお、合併に伴い証書のデザインは一新いたします。
お切替をご希望のお客様は、合併日以降、新金庫の本支店窓口までお申し付け下さい。

Q キャッシュカード・ローンカードから新キャッシュカードへの切替はどうなりますか？

A 現在お使いいただいているキャッシュカード・ローンカードは、合併後も引続きお使いいただくことができます。新カードへお切替いただく必要はございません。
お切替をご希望のお客様は、合併日以降、新金庫の本支店窓口まで顔写真付き身分証明書、お届印、カードをお持ちいただきお申し付け下さい。
合併に関して、当金庫職員が、お客様宅を訪問し、キャッシュカードやローンカードの切替を理由に、お客様のカードをお預かりしたり、暗証番号をお尋ねしたりすることはございません。当金庫職員を騙る詐欺には十分ご注意下さい。

Q キャッシュカード・ローンカードの利用限度額に変更はありますか？

A 変更はございません。キャッシュカード・ローンカードの1日当たりの支払限度額、振込限度額につきましては、合併後も現在のご利用限度額を引継ぎいたします。

- 1日当たりの支払限度額とは、ATM等による現金出金取引の合計となり、振替・デビットカード取引は含みません。
- 1日当たりの振込限度額とは、ATM等による振込取引の合計となります。
- ご利用限度額には、時間外手数料、他行提携手数料、振込手数料は含みません。
- ご利用限度額は、当金庫以外のATM等で利用したお取引も含みます。

Q ICキャッシュカードに登録した振込先情報はどうなりますか？

A ICキャッシュカードに登録したお振込先情報は、合併後も引続きお使いいただけます。但し、お振込先が磐田信用金庫または浜松信用金庫の場合は、合併後、『浜松磐田信用金庫』として新たにご登録いただく必要がございます。

手形・小切手について

Q 現在手元にある磐田信用金庫・浜松信用金庫の小切手帳・手形帳はこれまで通り利用できますか？

A これまで通りご利用いただけます。新用紙にお切替いただく必要はございませんが、新用紙へのお切替をご希望されるお客様は、合併日以降、お取引店舗窓口にお申し付け下さい。

Q 合併日以前に振り出した小切手・手形の決済はどうなりますか？

A 合併日以前に振り出された小切手・手形についても、これまでと同様にお取扱いさせていただきます。

※浜松信用金庫でも当座預金をお持ちのお客様は、重複口座のお取扱いにつきまして別途ご案内させていただきます。

Q 代金取立に出している手形、当座預金や普通預金へ入金を依頼している小切手について何か手続きが必要ですか？

A お手続きいただく必要はございません。現在の指定口座にお取立代金をご入金させていただきます。

ATM・両替機について

Q <重要なお知らせ> 合併に伴いATMが利用できない日がありますか？

A 平成31年1月19日（土）、20日（日）の2日間は、両金庫すべてのATMを休止させていただきます。
また、この2日間は、終日、提携している他の金融機関ATM（コンビニATMを含む）においても、キャッシュカード・ローンカードによるお取引をご利用いただくことができませんのでご注意下さい。ご不便をおかけいたしますが、事前にご準備をお願いいたします。
詳しくは「ATM等オンラインサービスの一時ご利用休止のお知らせ」をご確認下さい。

Q ATMの営業時間に変更はありますか？

A 各営業店のATMについては平日は午前7時30分から午後9時に営業時間を拡大いたします。土、日、祝日は変更なく午前8時45分から午後7時までのお取扱いとさせていただきます。
店舗外ATMは、一部出張所で営業時間を拡大いたします。詳しくは「浜松いわた信用金庫店舗外ATM一覧」をご確認下さい。

Q 両替機の営業時間に変更はありますか？

A 以下の店舗においては、午前8時30分から午後3時までご利用いただけるようになります。その他の店舗においては、これまで通り、午前9時から午後3時までご利用いただけます。

店舗名（旧店舗名）	
磐田本店営業部（本店営業部）	国府台支店
磐田本店営業部磐田駅前出張所（本店営業部磐田駅前出張所）	美薗支店（浜北支店）
	山梨支店
見付支店	今之浦支店
二俣支店	岡田支店
袋井支店	浅羽支店
森町支店	富士見町支店
鹿島支店	天王支店
浜松南支店	豊田北支店
浜松北支店	鴨江支店
竜洋支店	掛川支店
香りのまち支店（豊田支店）	小松支店
葵町支店	東新町支店

Q ATMでのキャッシュカード・通帳利用で注意することはありますか？

A 現在お使いいただいているキャッシュカードと通帳はそのままご利用いただけます。
（定期預金通帳を除く）

お振込・口座振替について

Q 合併後に磐田信用金庫または浜松信用金庫へ振込をする場合、金庫名・店舗名はどうすればよいですか？

A 新金庫の口座にお振込いただきますようお願いいたします。金庫名は『浜松磐田信用金庫』、店舗名は一部店舗にて変更がありますので、詳しくは『浜松いわた信用金庫店舗一覧』をご確認下さい。

Q 振込手続きにおいて注意することはありますか？

A 合併により、合併金庫間（磐田信用金庫・浜松信用金庫間）の振込が「他行宛」から「当金庫宛」になるため、「振込手数料」が減額となります。「振込手数料」を振込金額から差引いているお客様は、振込金額の変更が必要となる場合がございます。

Q 給与の受取口座として利用していますが、何か手続きが必要ですか？

A 給与の合併日以降のお受取りにつきましては、誠に恐縮ではございますが、勤務先（お振込ご依頼人様）に給与の受取金融機関名が『浜松磐田信用金庫』となったこと、支店名が変更になった場合には「新店舗名」も併せてご連絡いただきますようお願いいたします（口座番号の変更はございません）。
詳しくは「合併に伴う当金庫口座宛のお振込に関するご案内」をご確認下さい。

Q 売上金・家賃・配当金・その他振込の受取口座として利用していますが、何か手続きが必要ですか？

A 振込の合併日以降のお受取りにつきましては、誠に恐縮ではございますが、お取引先企業等（お振込ご依頼人様）に受取金融機関名が『浜松磐田信用金庫』となったこと、支店名が変更になった場合には「新店舗名」も併せてご連絡いただきますようお願いいたします（口座番号の変更はございません）。
詳しくは「合併に伴う当金庫口座宛のお振込に関するご案内」をご確認下さい。

※お客様の変更手続き不要の確認が取れた振込依頼人様についてはこちらからご確認いただくか、お取引店舗へお問い合せ下さい。

Q 従業員向けに給与振込を行っていますが、手続きは必要ですか？

A お手数ですが、磐田信用金庫ならびに浜松信用金庫をご利用いただいている従業員様の給振口座のご登録につきましては、合併日以降は新金庫名『浜松磐田信用金庫』、支店名が変更になった場合には「新店舗名」でのご登録をお願いいたします。

Q 旧金庫名（旧店舗名）へ振込まれた場合は、何か手続きが必要ですか？

A 旧金庫名口座へのお振込については、平成31年3月29日（金）まで新金庫名口座に読替えてご入金させていただきます。
なお、お振込ご依頼人様にはお早めに「新金庫名（浜松磐田信用金庫）」をお知らせいただきますようお願いいたします。（口座番号の変更はございません）。店舗名が変更となる一部店舗においては、「新店舗名」も併せてお知らせ下さい。

Q 振込カードに登録した振込先情報はどうなりますか？

A お使いいただけます。但し、お振込先が磐田信用金庫または浜松信用金庫の場合は、合併後、『浜松磐田信用金庫』として新たにご登録いただく必要がございます。

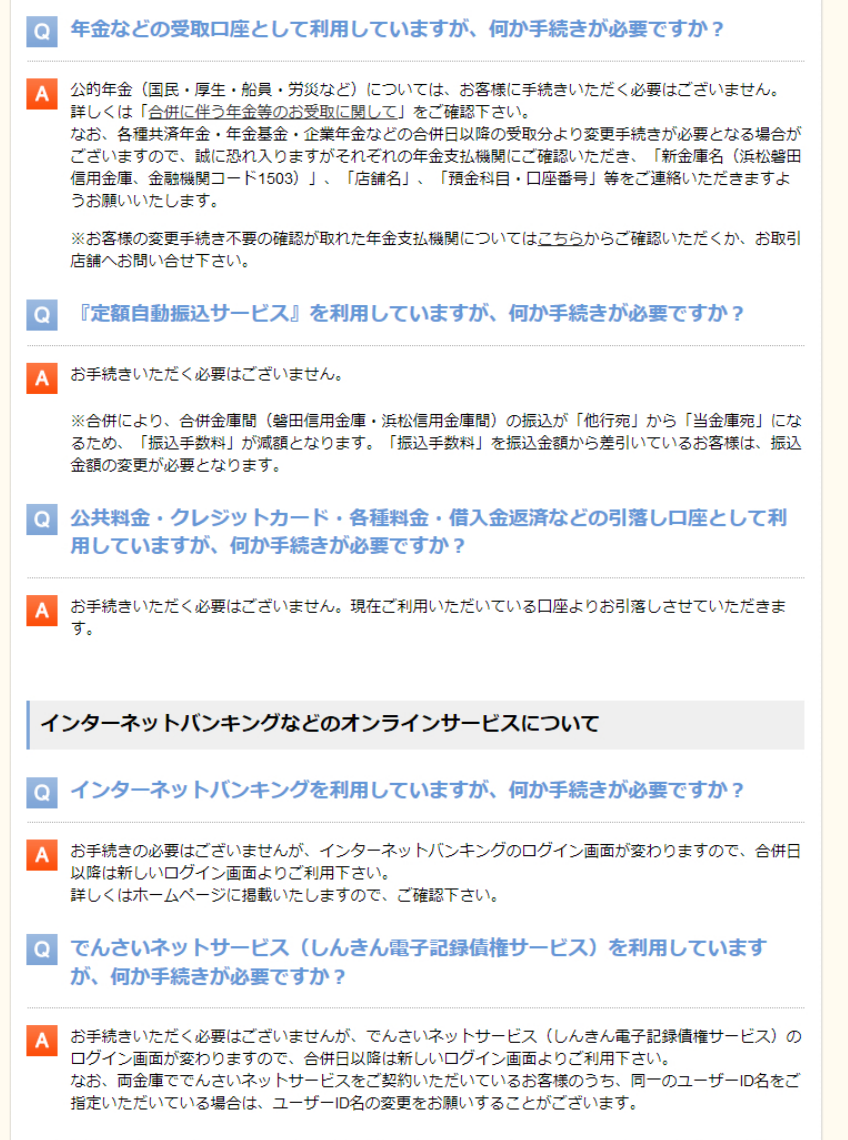

Q 年金などの受取口座として利用していますが、何か手続きが必要ですか？

A 公的年金（国民・厚生・船員・労災など）については、お客様に手続きいただく必要はございません。
詳しくは「合併に伴う年金等のお受取に関して」をご確認下さい。
なお、各種共済年金・年金基金・企業年金などの合併日以降の受取分より変更手続きが必要となる場合がございますので、誠に恐れ入りますがそれぞれの年金支払機関にご確認いただき、「新金庫名（浜松磐田信用金庫、金融機関コード1503）」、「店舗名」、「預金科目・口座番号」等をご連絡いただきますようお願いいたします。

※お客様の変更手続き不要の確認が取れた年金支払機関についてはこちらからご確認いただくか、お取引店舗へお問い合せ下さい。

Q 『定額自動振込サービス』を利用していますが、何か手続きが必要ですか？

A お手続きいただく必要はございません。

※合併により、合併金庫間（磐田信用金庫・浜松信用金庫間）の振込が「他行宛」から「当金庫宛」になるため、「振込手数料」が減額となります。「振込手数料」を振込金額から差引いているお客様は、振込金額の変更が必要となります。

Q 公共料金・クレジットカード・各種料金・借入金返済などの引落し口座として利用していますが、何か手続きが必要ですか？

A お手続きいただく必要はございません。現在ご利用いただいている口座よりお引落しさせていただきます。

インターネットバンキングなどのオンラインサービスについて

Q インターネットバンキングを利用していますが、何か手続きが必要ですか？

A お手続きの必要はございませんが、インターネットバンキングのログイン画面が変わりますので、合併日以降は新しいログイン画面よりご利用下さい。
詳しくはホームページに掲載いたしますので、ご確認下さい。

Q でんさいネットサービス（しんきん電子記録債権サービス）を利用していますが、何か手続きが必要ですか？

A お手続きいただく必要はございませんが、でんさいネットサービス（しんきん電子記録債権サービス）のログイン画面が変わりますので、合併日以降は新しいログイン画面よりご利用下さい。
なお、両金庫ででんさいネットサービスをご契約いただいているお客様のうち、同一のユーザーID名をご指定いただいている場合は、ユーザーID名の変更をお願いすることがございます。

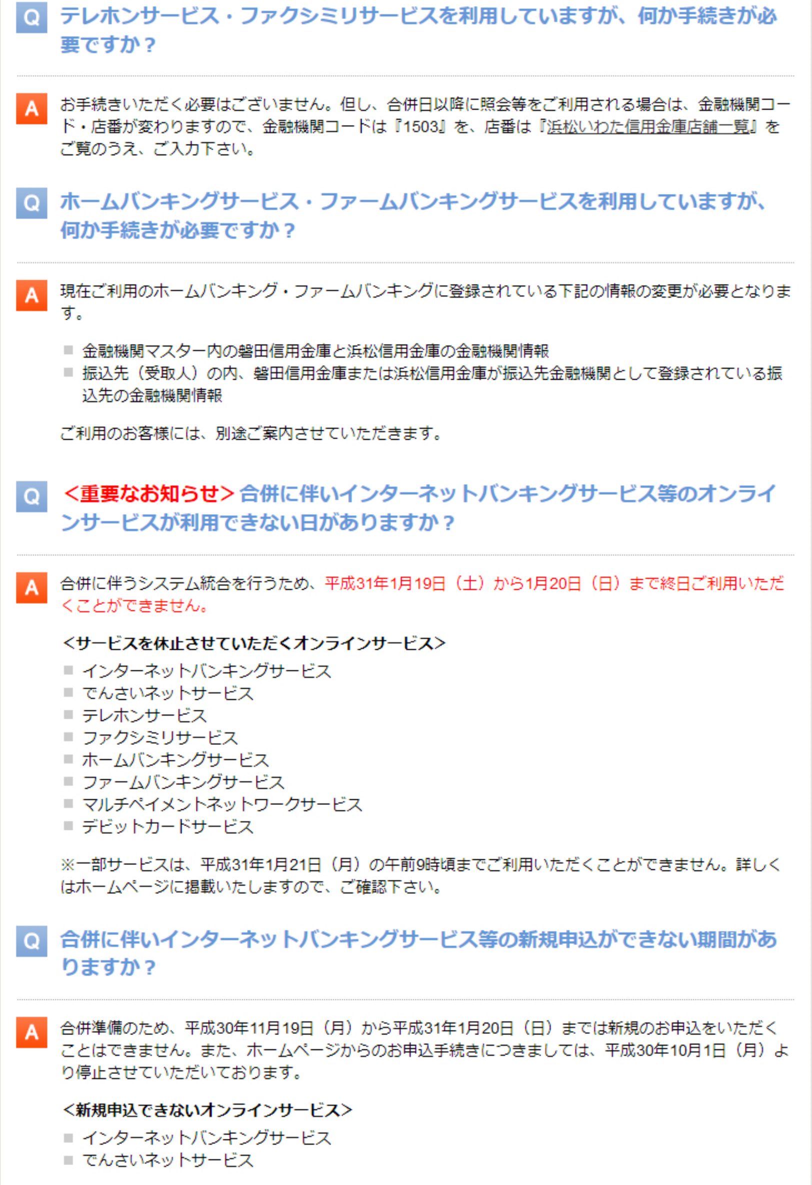

Q テレホンサービス・ファクシミリサービスを利用していますが、何か手続きが必要ですか？

A お手続きいただく必要はございません。但し、合併日以降に照会等をご利用される場合は、金融機関コード・店番が変わりますので、金融機関コードは『1503』を、店番は『浜松いわた信用金庫店舗一覧』をご覧のうえ、ご入力下さい。

Q ホームバンキングサービス・ファームバンキングサービスを利用していますが、何か手続きが必要ですか？

A 現在ご利用のホームバンキング・ファームバンキングに登録されている下記の情報の変更が必要となります。

- 金融機関マスター内の磐田信用金庫と浜松信用金庫の金融機関情報
- 振込先（受取人）の内、磐田信用金庫または浜松信用金庫が振込先金融機関として登録されている振込先の金融機関情報

ご利用のお客様には、別途ご案内させていただきます。

Q ＜重要なお知らせ＞合併に伴いインターネットバンキングサービス等のオンラインサービスが利用できない日がありますか？

A 合併に伴うシステム統合を行うため、平成31年1月19日（土）から1月20日（日）まで終日ご利用いただくことができません。

＜サービスを休止させていただくオンラインサービス＞

- インターネットバンキングサービス
- でんさいネットサービス
- テレホンサービス
- ファクシミリサービス
- ホームバンキングサービス
- ファームバンキングサービス
- マルチペイメントネットワークサービス
- デビットカードサービス

※一部サービスは、平成31年1月21日（月）の午前9時頃までご利用いただくことができません。詳しくはホームページに掲載いたしますので、ご確認下さい。

Q 合併に伴いインターネットバンキングサービス等の新規申込ができない期間がありますか？

A 合併準備のため、平成30年11月19日（月）から平成31年1月20日（日）までは新規のお申込をいただくことはできません。また、ホームページからのお申込手続きにつきましては、平成30年10月1日（月）より停止させていただいております。

＜新規申込できないオンラインサービス＞

- インターネットバンキングサービス
- でんさいネットサービス

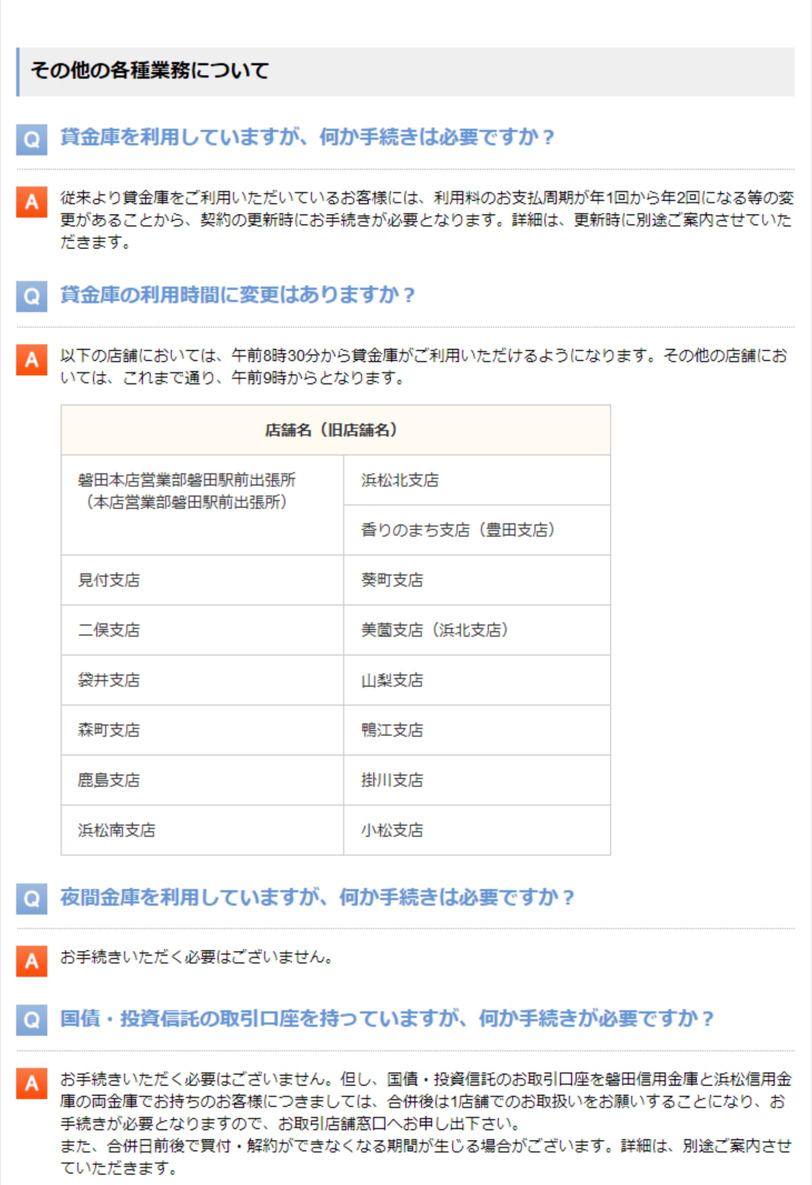

その他の各種業務について

Q 貸金庫を利用していますが、何か手続きは必要ですか？

A 従来より貸金庫をご利用いただいているお客様には、利用料のお支払周期が年1回から年2回になる等の変更があることから、契約の更新時にお手続きが必要となります。詳細は、更新時に別途ご案内させていただきます。

Q 貸金庫の利用時間に変更はありますか？

A 以下の店舗においては、午前8時30分から貸金庫がご利用いただけるようになります。その他の店舗においては、これまで通り、午前9時からとなります。

店舗名（旧店舗名）	
磐田本店営業部磐田駅前出張所 （本店営業部磐田駅前出張所）	浜松北支店
	香りのまち支店（豊田支店）
見付支店	葵町支店
二俣支店	美薗支店（浜北支店）
袋井支店	山梨支店
森町支店	鴨江支店
鹿島支店	掛川支店
浜松南支店	小松支店

Q 夜間金庫を利用していますが、何か手続きは必要ですか？

A お手続きいただく必要はございません。

Q 国債・投資信託の取引口座を持っていますが、何か手続きが必要ですか？

A お手続きいただく必要はございません。但し、国債・投資信託のお取引口座を磐田信用金庫と浜松信用金庫の両金庫でお持ちのお客様につきましては、合併後は1店舗でのお取扱いをお願いすることになり、お手続きが必要となりますので、お取引店舗窓口へお申し出下さい。
また、合併日前後で買付・解約ができなくなる期間が生じる場合がございます。詳細は、別途ご案内させていただきます。

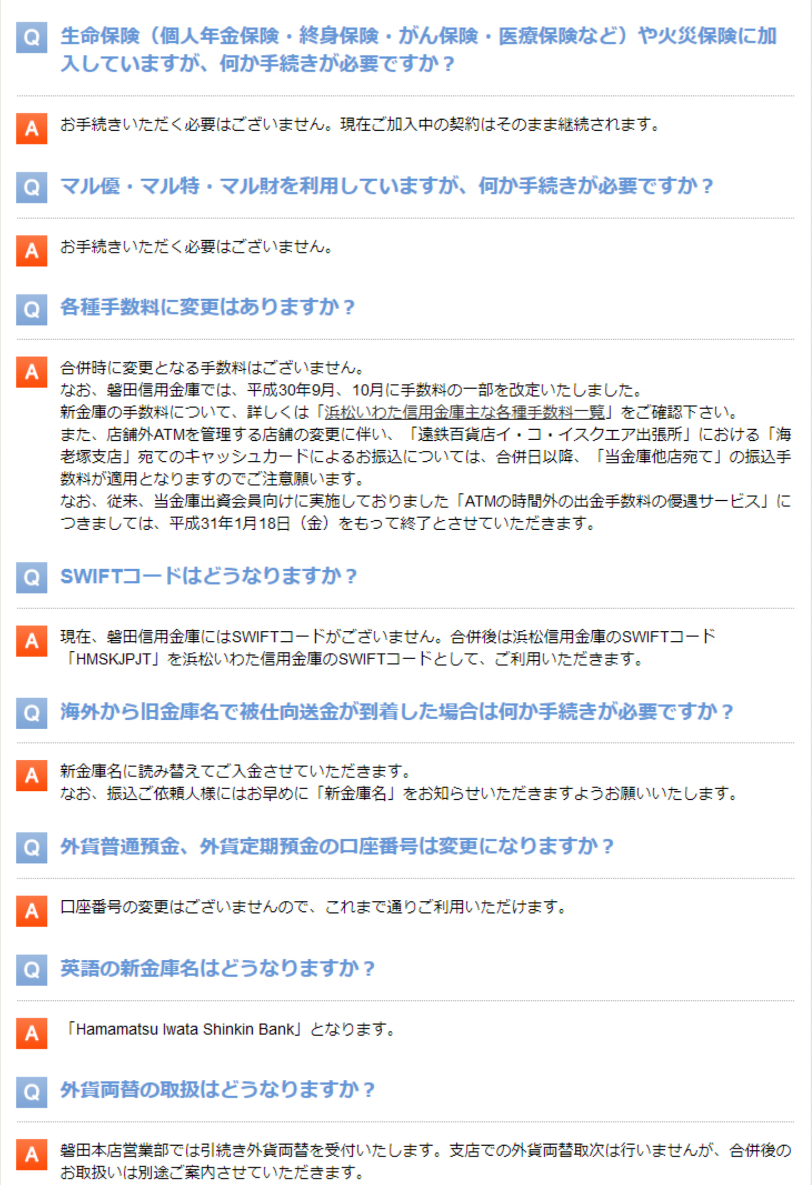

Q **生命保険（個人年金保険・終身保険・がん保険・医療保険など）や火災保険に加入していますが、何か手続きが必要ですか？**

A お手続きいただく必要はございません。現在ご加入中の契約はそのまま継続されます。

Q **マル優・マル特・マル財を利用していますが、何か手続きが必要ですか？**

A お手続きいただく必要はございません。

Q **各種手数料に変更はありますか？**

A 合併時に変更となる手数料はございません。
なお、磐田信用金庫では、平成30年9月、10月に手数料の一部を改定いたしました。
新金庫の手数料について、詳しくは「浜松いわた信用金庫主な各種手数料一覧」をご確認下さい。
また、店舗外ATMを管理する店舗の変更に伴い、「遠鉄百貨店イ・コ・イスクエア出張所」における「海老塚支店」宛てのキャッシュカードによるお振込については、合併日以降、「当金庫他店宛て」の振込手数料が適用となりますのでご注意願います。
なお、従来、当金庫出資会員向けに実施しておりました「ATMの時間外の出金手数料の優遇サービス」につきましては、平成31年1月18日（金）をもって終了とさせていただきます。

Q **SWIFTコードはどうなりますか？**

A 現在、磐田信用金庫にはSWIFTコードがございません。合併後は浜松信用金庫のSWIFTコード「HMSKJPJT」を浜松いわた信用金庫のSWIFTコードとして、ご利用いただきます。

Q **海外から旧金庫名で被仕向送金が到着した場合は何か手続きが必要ですか？**

A 新金庫名に読み替えてご入金させていただきます。
なお、振込ご依頼人様にはお早めに「新金庫名」をお知らせいただきますようお願いいたします。

Q **外貨普通預金、外貨定期預金の口座番号は変更になりますか？**

A 口座番号の変更はございませんので、これまで通りご利用いただけます。

Q **英語の新金庫名はどうなりますか？**

A 「Hamamatsu Iwata Shinkin Bank」となります。

Q **外貨両替の取扱はどうなりますか？**

A 磐田本店営業部では引続き外貨両替を受付いたします。支店での外貨両替取次は行いませんが、合併後のお取扱いは別途ご案内させていただきます。

その他のお知らせ

Q 出資金について何か手続きが必要ですか？

A 現在お持ちの出資金は、新金庫の出資金としてお取扱いさせていただきますが、1会員の最低出資金が5千円から1万円に変更となります。現在お持ちの出資金額が1万円未満のお客様には、増額する等のお手続きが必要になりますので、別途ご案内させていただきます。

Q 出資金の配当金の受取口座はどうなりますか？

A 原則、お手続きの必要はございません。但し、双方の金庫で出資金をお持ちの場合は、合併後は出資金も統合されることとなりますので、配当金の受取口座もいずれか一つの口座を指定していただくこととなります。
配当金の受取口座を含め、お手続きが必要な場合については、別途ご案内させていただきます。

Q 合併後の出資1口の金額はどうなりますか？

A 合併後の出資1口の金額は500円から100円に変更となりますが、お持ちの出資額が減額されることはございません。5口500円としてお取扱いさせていただきます。

Q 磐田信用金庫と浜松信用金庫にそれぞれ融資がありますが、合併後に出資金の取扱いで注意する点はありますか？

A 磐田信用金庫と浜松信用金庫の融資合計額が合併時700万円を超える場合、新金庫の会員になっていただく必要があり、1万円の出資（1口100円100口分）を依頼する場合がございます。その場合は合併後に、該当されるお客様に個別にご連絡をさせていただきます。

Q 総合口座担保定期預金貸越限度額について

A 平成30年9月の利息決算後より、総合口座取引の貸越極度額を、定期預金の合計額の90%または200万円のうちいずれか少ない金額から定期預金の合計額の90%または300万円のうちいずれか少ない金額に変更させていただいております。

Q 利息決算日の変更について

A 利息決算日の変更はございません。普通預金・貯蓄預金・納税準備預金の預金利息の支払いおよび総合口座貸越利息等の引落しは、毎年3月と9月の第2土曜日の翌日とさせていただきます。

Q 付利単位の変更について

A 現在、普通預金、納税貯蓄組合預金等に対する利息計算は、「100円単位」に対して算出しておりますが、合併日以降は「1円単位」へ変更させていただきます。
貸出金については、変更ございません。

Q 移動店舗車はこれまで通り営業されますか？

A 従来の営業と変わりはございません。引続きのご利用をお願いいたします。

Q 年金プレゼントについて

A 当金庫で年金をお受取りいただいているお客様へのお誕生日プレゼントは引続き実施させていただきます。